

富士山火山防災対策協議会規約

(目的)

第1条 富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）は、山梨県、静岡県、神奈川県（以下「三県」という。）の地域防災計画に基づき、三県及び三県内の関係市町村（以下「関係市町村」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号の事務を行う。

- ・ 計画に関すること
 - (1) 防災対策等の情報交換に関すること
 - (2) 広域避難計画の策定に関すること
 - (3) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係市町村への助言
 - (4) 三県及び関係市町村の地域防災計画の見直し及び修正に関すること
 - (5) 大規模災害時の非常現地災害対策本部の検討に関すること
- ・ 訓練に関すること
 - (6) 防災訓練等の活動等に関すること
- ・ 啓発に関すること
 - (7) 火山災害に関する専門的な研修の実施に関すること
 - (8) 防災意識の啓発活動に関すること
- ・ その他
 - (9) 必要と認められること

(協議会)

第3条 協議会は別表の1から4の協議会の項に該当する者で構成する。

- 2 協議会には会長を1名及び副会長を2名置く。
- 3 会長及び副会長は山梨県総務部防災危機管理監又は静岡県_____危機管理監兼危機管理部長が交代で行う。また、神奈川県安全防災局安全防災部長を副会長とする。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は1年とする。

(富士山火山防災対策協議会・三県コアグループ)

第4条 協議会の行う所掌事務の内容検討のため、避難時期や避難対象地域の確定に

深く関与する機関実務者等による富士山火山防災対策協議会・三県コアグループ（以下「三県コア」という）を設置する。

- 2 三県コアは別表の1から4の三県コアの項に該当する者で構成する。
- 3 三県コアには幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は会長の所属機関の構成員から、また、副幹事長は副会長の所属機関の構成員から、会長が指名する。
- 5 幹事長は三県コアを代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 幹事長は、三県コアの検討内容に応じて、別表1から4の協議会の項に該当する者を第2項の規定による構成員に加えることができるものとする。

（各県コアグループ）

第5条 三県コアの中に、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等による各県コアグループ（以下「各県コア」という。）を設置する。

- 2 各県コアは別表の1から4の各県コアの項に該当する者で構成する。
- 3 各県コアには幹事長及び副幹事長を置く。
幹事長は各県における防災危機管理部門から、副幹事長は構成機関からそれぞれ選任する。
- 4 幹事長は各県コアを代表し、会務を総理する。
副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 各県コアは、他県コアと合同で会議を開催できるものとする。
- 6 幹事長は、各県コアの検討内容に応じて、別表1から4の協議会の項に該当する者を第2項の規定による構成員に加えることができるものとする。

（各県コア合同幹事会）

第6条

- 1 三県コアの中に、各県コアの幹事長、気象庁地震火山部火山課並びに各県コアの幹事長が指名した者による「各県コア合同幹事会」（以下「合同幹事会」という。）を設置する。
- 2 合同幹事会は、各県コア間の調整及び情報共有を目的として開催する。

（事務局）

第7条 協議会及び三県コアの事務処理のため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、会長の所属機関が行うものとする。

（会議）

第8条 協議会は会長が、三県コア及び各県コアはそれぞれの幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 合同幹事会は、各県コアの幹事長がそれぞれ召集できるものとし、招集した幹事長がその議事を進行する。

(オブザーバー等)

第9条 会長及び各幹事長は、必要と認めるときは、それぞれの組織の構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定のほか、三県コア及び各県コアの運営に関し必要な事項は、それぞれの幹事長が別に定める。

附則

この規約は、平成24年6月8日から施行する。

この規約は、平成25年5月9日から施行する。

【別表】

富士山火山防災対策協議会 構成員

1 識者

所 属		氏 名	協議会	三県コア	各県コア
山梨県環境科学研究所	所長	荒牧重雄	○	○	山梨
政策研究大学院大学	特任教授	池谷 浩	○	○	山梨
日本大学	教授	鵜川元雄	○	○	静岡
静岡大学	教授	小山真人	○	○	静岡
環境・防災研究所	所長	藤井敏嗣	○	○	静岡
神奈川県温泉地学研究所	所長	里村幹夫	○	○	神奈川

2 各県関係機関

(1) 山梨県関係機関

機 関 名		協議会	三県コア	各県コア
山梨県総務部	防災危機管理監	○		
山梨県総務部	防災対策専門監	○	○	山梨
山梨県総務部	防災危機管理課 1)	○	○	山梨
山梨県企画県民部	峡南地域県民センター	○	○	山梨
山梨県企画県民部	富士・東部地域県民センター	○	○	山梨
山梨県森林環境部	環境科学研究所	○	○	山梨
山梨県県土整備部	道路管理課	○		
山梨県県土整備部	砂防課	○	○	山梨
山梨県県土整備部	富士・東部建設事務所吉田支所	○		
山梨県警察本部警備部	警備第二課	○		
富士吉田市		○	○	山梨
西桂町		○	○	山梨
忍野村		○	○	山梨
山中湖村		○	○	山梨
富士河口湖町		○	○	山梨
鳴沢村		○	○	山梨
身延町		○	○	山梨
富士五湖広域行政事務組合	富士五湖消防本部	○		

1) 事務局

(2) 静岡県関係機関

機 関 名		協議会	三県コア	各県コア
静岡県	危機管理監兼危機管理部長	○		
静岡県危機管理部	危機管理監代理兼部理事	○		
静岡県危機管理部	危機管理部理事兼危機報道監	○		
静岡県危機管理部	危機管理部理事	○		
静岡県交通基盤部道路局	道路保全課	○		
静岡県交通基盤部河川砂防局	砂防課	○	○	静岡
静岡県交通基盤部河川砂防局	土木防災課	○		
静岡県交通基盤部	熱海土木事務所	○		
静岡県交通基盤部	沼津土木事務所	○		
静岡県交通基盤部	富士土木事務所	○		
静岡県危機管理部	危機政策課	○	○	静岡
静岡県危機管理部	危機情報課 1)	○	○	静岡
静岡県危機管理部	危機対策課	○	○	静岡
静岡県危機管理部	東部危機管理局	○	○	静岡
静岡県警察本部警備部	災害対策課	○		
沼津市		○	○	静岡
三島市		○	○	静岡
富士宮市		○	○	静岡
富士市		○	○	静岡
御殿場市		○	○	静岡
裾野市		○	○	静岡
長泉町		○	○	静岡
小山町		○	○	静岡

1) 事務局

(3) 神奈川県関係機関

機 関 名		協議会	三県コア	各県コア
神奈川県安全防災局	安全防災部長	○		
神奈川県安全防災局安全防災部	災害対策課	○	○	神奈川
神奈川県県土整備局河川下水道部	砂防海岸課	○	○	神奈川
神奈川県県土整備局道路部	道路管理課	○		
神奈川県県土整備局	県西土木事務所	○		
神奈川県	県西地域県政総合センター	○	○	神奈川
神奈川県警察本部警備部	危機管理対策課	○		

3 国関係機関

機 関 名		協議会	三県コア	各県コア
<u>国土交通省関東地方整備局</u>	<u>企画部、河川部、道路部</u>	<u>○</u>		
<u>国土交通省中部地方整備局</u>	<u>企画部、河川部、道路部</u>	<u>○</u>		
国土交通省関東地方整備局	甲府河川国道事務所	○		
国土交通省中部地方整備局	富士砂防事務所	○	○	山梨・静岡
国土交通省中部地方整備局	静岡国道事務所	○		
国土交通省中部地方整備局	沼津河川国道事務所	○		
気象庁	地震火山部火山課	○	○	山梨・静岡・神奈川
東京管区气象台		○	○	山梨・静岡・神奈川
甲府地方气象台		○	○	山梨
静岡地方气象台		○	○	静岡
横浜地方气象台		○	○	神奈川
内閣府政策統括官(防災担当)付		○	○	山梨・静岡・神奈川
陸上自衛隊第1師団	第1特科隊	○		
陸上自衛隊第1師団	第34普通科連隊	○		
陸上自衛隊東部方面混成団	第31普通科連隊	○		
<u>国土地理院</u>	<u>関東地方測量部</u>	<u>○</u>		
<u>国土地理院</u>	<u>中部地方測量部</u>	<u>○</u>		

4 ライフライン関係機関

機 関 名		協議会	三県コア	各県コア
中日本高速道路株式会社東京支社		○		
中日本高速道路株式会社八王子支社		○		
富士急行株式会社		○		